

○大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年10月15日条例第52号）

大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例

昭和46年10月15日

条例第52号

改正	昭和48年10月19日条例第59号	昭和50年10月21日条例第33号
	昭和55年3月31日条例第13号	平成元年3月20日条例第8号
	平成4年3月31日条例第18号	平成6年10月17日条例第38号
	平成9年10月17日条例第38号	平成10年12月22日条例第46号
	平成12年11月28日条例第73号	平成14年3月29日条例第24号
	平成20年7月22日条例第40号	平成23年3月22日条例第15号
	平成26年12月26日条例第72号	平成28年12月27日条例第84号
	令和元年5月14日条例第3号	

大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例をここに公布する。

大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例

（大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準）

第1条 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の排出基準にかえて神奈川県に適用する有害物質に係る排出基準を別表第1のとおり定める。

（水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準）

第2条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定により、同条第1項の排水基準にかえて神奈川県に適用する排出水の汚染状態に係る排水基準を別表第2及び別表第3のとおり定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

一部改正〔平成20年条例40号〕

（経過措置）

2 この条例施行の際現に設置されている大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設において発生する有害物質については、第1条及び別表第1の規定は、昭和47年9月10日までは適用しない。

一部改正〔平成20年条例40号〕

3 この条例施行の際現に設置されている水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場（以下「特定事業場」という。）から排出される排水については、第2条、別表第2及び別表第3並びに次項及び附則別表の規定は、昭和47年9月10日までは適用しない。

一部改正〔平成23年条例15号〕

4 この条例施行の際現に設置されている果実かん詰製造業（果実のびん詰又はつぼ詰を製造するものを含む。以下同じ。）、味そ製造業、しょう油製造業、ソース製造業、食酢製造業又は香料製造業に属する特定事業場から排出される排水の生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量に係る排水基準は、第2条及び別表第3の1の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までは、附則別表に定めるとおりとする。

（1）果実かん詰製造業、味そ製造業、しょう油製造業、ソース製造業又は食酢製造業に属する特定事業場 昭和49年10月31日

（2）香料製造業に属する特定事業場 昭和48年10月31日

(検討)

5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成23年条例15号〕

附則別表

(単位mg/l)

項目	許容限度
	甲水域
生物化学的酸素要求量	60 (50)
化学的酸素要求量	60 (50)

備考 1 「甲水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1) 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2) 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3) 早川
- (4) 酒匂川（飯泉橋の上流端から上流の区域）
- (5) 金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）
- (6) 相模川（寒川取水堰（ぜき）から上流の区域）

2 ( ) 内の数値は、日間平均を示す。

3 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼以外の水域に排出される排水水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼に排出される排水水について適用する。

4 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量の50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水水については、適用しない。

5 この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）第3条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

一部改正〔平成12年条例73号〕

附 則（昭和48年10月19日条例第59号）

1 この条例は、昭和48年10月20日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置されている畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル未満であるものから排出される排水水については、改正後の別表第3の2は、次の各号に掲げる特定事業場の区分に応じ、当該各号に掲げる日までは、適用しない。

(1) 畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル未満であるもののうち、総面積が、600平方メートル以上の豚房施設又は400平方メートル以上の牛房施設を設置する特定事業場

昭和50年3月31日

(2) 畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル未満であるもののうち、総面積が、600平方メートル未満の豚房施設又は400平方メートル未満の牛房施設を設置する特定事業場

昭和51年9月30日

附 則（昭和50年10月21日条例第33号）

1 この条例は、昭和50年11月1日から施行する。

2 昭和49年12月1日の前日において設置されている旅館業の用に供する施設等を設置する特定事業場から排出される排水水については、改正後の別表第2及び別表第3の3は、昭和52年5月31日までは、適用しない。

附 則（昭和55年3月31日条例第13号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月20日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において設置されている指定地域特定施設のみを設置する特定事業場（次項及び附則第4項の適用を受ける特定事業場を除く。）から排出される排出水については、改正後の別表第3の1（3）の規定は、平成6年3月31日までは、適用しない。

3 この条例の施行の日の前日において設置されている指定地域特定施設のみを設置する特定事業場のうち、この条例の施行の日以後、特定施設の構造等の変更（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条第1項第4号から第8号までに掲げる事項の変更をいう。）があった特定事業場（次項の適用を受ける特定事業場を除く。）から排出される排出水については、改正後の別表第3の1（3）の規定は、当該変更があった日から適用する。

4 この条例の施行の日の前日において設置されている指定地域特定施設（し尿と併せて雑排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。））を処理する指定地域特定施設を除く。）のみを設置する特定事業場のうち、し尿及び雑排水のみを排出する特定事業場から排出される排出水については、改正後の別表第3の1（3）の規定は、当分の間、適用しない。

附 則（平成6年10月17日条例第38号）

この条例は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成9年10月17日条例第38号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月22日条例第46号）

改正 平成28年12月27日条例第84号

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において設置されている特定事業場（施行日前から建設工事中のものを含む。）から排出される排出水については、改正後の別表第3の4の規定は、平成11年9月30日までは、適用しない。

3 施行日の前日において設置されているし尿浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）のみを設置する特定事業場でし尿及び雑排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）のみを排出するものから排出される排出水については、改正後の別表第3の4の規定は、当分の間、適用しない。

4 施行日の前日において設置されている特定事業場でし尿浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）に係る水及び雑排水のみを直接公共用水域に排出する排水口を設置しているものから排出される排出水（前項の排出水を除く。）については、改正後の別表第3の4の規定は、平成16年9月30日までは、適用しない。

5 下水道業に属する特定事業場のうち、下水道終末処理施設（2以上の下水道終末処理場から生じた汚泥を処理する施設に係る水を処理するものを除く。）を設置するものから排出される排出水に係る改正後の別表第3の4の適用については、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、同表の4の表中とあるのはとする。

一部改正〔平成28年条例84号〕

6 下水道業に属する特定事業場のうち、下水道終末処理施設（2以上の下水道終末処理場から生じた汚泥を処理する施設に係る水を処理するものに限る。）を設置するものから排出される排出水に係る改正後の別表第3の4の適用については、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、同表の4の表中とあるのはと、とあるのはとする。

一部改正〔平成28年条例84号〕

附 則（平成12年11月28日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第24号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日条例第72号）

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

2 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設を設置する特定事業場から排出される排出水の汚染状態に係る排水基準については、平成27年11月30日までの間は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月27日条例第84号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月14日条例第3号）

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

有害物質の種類	施設の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「政令」という。）別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供する施設並びに14の項及び15の項に掲げる施設	0.5mg/Nm <sup>3</sup>
塩素	政令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	3.17mg/Nm <sup>3</sup> (1ppm)
塩化水素	政令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	8mg/Nm <sup>3</sup> (5ppm)
弗（ふつ）素、弗（ふつ）化水素及び弗（ふつ）化珪（けい）素	政令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪（けい）弗（ふつ）化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供する施設及び21の項から23の項までに掲げる施設	2.5mg/Nm <sup>3</sup> (3ppm)
鉛及びその化合物	政令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供する施設並びに14の項に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	10mg/Nm <sup>3</sup>

備考 1 許容限度の欄に掲げる有害物質の量又は濃度は、カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物にあつては日本産業規格（以下「規格」という。）Z 8808に定める方法により採取し、規格K 0083に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、塩素にあつては規格K 0106に定める方法により測定される量又は濃度として、塩化水素にあつては規格K 0107に定める方法により測定される量又は濃度として、弗（ふつ）素、弗（ふつ）化水素及び弗（ふつ）化珪（けい）素にあつては規格K 0105に定める方法により弗（ふつ）素として測定される量又は濃度として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量又は濃度には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれない。

いものとする。

- 2 有害物質の量又は濃度が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量又は濃度とする。

一部改正〔昭和50年条例33号・平成23年15号・令和元年3号〕

別表第2（第2条関係）

（単位 mg/l）

有害物質の種類	許容限度				
	甲水域			乙水域及び海域	
	水質保全湖沼等	水質保全湖沼等以外の水域			
	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
カドミウム及びその化合物	検出されないこと。	検出されないこと。			
シアン化合物	0.5		0.5		
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	検出されないこと。	0.2	0.2	0.2
鉛及びその化合物	0.05	0.05			
6価クロム化合物	0.05	0.05			
砒（ひ）素及びその化合物	0.01	0.01			
ふつ素及びその化合物	0.8	0.8			

備考 1 「甲水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1) 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2) 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3) 早川
- (4) 酒匂川（飯泉取水堰（ぜき）から上流の区域）
- (5) 金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）
- (6) 相模川（寒川取水堰（ぜき）から上流の区域）

2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

3 「水質保全湖沼等」とは、次に掲げる湖沼並びに河川（その支派川を含む。）及び水路の水域をいう。

- (1) 芦ノ湖
- (2) 丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (3) 相模湖（相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (4) 津久井湖（城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (5) 奥相模湖（道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (6) 宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (7) 前各号の湖沼に接続し、流入する河川及び水路

4 「新設」とは、昭和46年11月1日（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。以下この備考において同じ。）以後に設置する特定事業場（昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

5 「検出されないこと」とは、省令第2条に規定する方法により検定した場合において、

その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

- 6 鉛及びその化合物についての排水基準は、特定事業場（平成7年2月1日前に設置されているもの及び同日前から建設工事中のものに限る。以下この備考の7において同じ。）から甲水域のうち水質保全湖沼等以外の水域に排出される排水については、適用しない。
- 7 特定事業場から甲水域のうち水質保全湖沼等以外の水域に排出される排水に係るこの表の適用については、砒（ひ）素及びその化合物の項中「0.01」とあるのは、「0.05」とする。
- 8 砒（ひ）素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 9 ふつ素及びその化合物についての排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場（平成14年7月1日前に設置されているもの及び同日前から建設工事中のものに限る。）から甲水域のうち水質保全湖沼等以外の水域に排出される排水については、適用しない。
- 10 この表の数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。  
一部改正〔昭和50年条例33号・55年13号・平成元年8号・6年38号・12年73号・14年24号・26年72号〕

別表第3（第2条関係）

- 1 一般の特定事業場から排出される排水に係る基準
  - (1) 一般基準

項目	許容限度							
	甲水域				乙水域		海域	
	水質保全湖沼等		水質保全湖沼等以外の水域					
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
水素イオン濃度 (水素指数)							5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	5 (3)	20 (15)	15 (10)	25 (20)	25 (20)	60 (50)		
化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	5 (3)	20 (15)	15 (10)	25 (20)	25 (20)	60 (50)	25 (20)	60 (50)
浮遊物質 (単位 mg/l)	15 (5)	50 (35)	35 (20)	70 (40)	70 (40)	90 (70)	70 (40)	90 (70)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） (単位 mg/l)	3	3	3					
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） (単位 mg/l)	3	3	3	5	5	10	5	10
フェノール類含有量		0.005	0.005	0.05	0.5	0.5	0.5	0.5

(単位 mg/l)								
銅含有量 (単位 mg/l)	1	1	1	1	1		1	
亜鉛含有量 (単位 mg/l)	1	1	1	1	1	3	1	3
溶解性鉄含有量 (単位 mg/l)	0.3	0.3	0.3	1	3		3	
溶解性マンガ含有量 (単位 mg/l)	0.3	0.3	0.3	1	1	1	1	1
クロム含有量 (単位 mg/l)		0.1	0.1	1				
大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	1,000							

備考 1 「甲水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1) 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2) 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3) 早川
- (4) 酒匂川（飯泉取水堰（ぜき）から上流の区域）
- (5) 金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）
- (6) 相模川（寒川取水堰（ぜき）から上流の区域）

2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

3 「水質保全湖沼等」とは、次に掲げる湖沼並びに河川（その支派川を含む。）及び水路の水域をいう。

- (1) 芦ノ湖
- (2) 丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (3) 相模湖（相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (4) 津久井湖（城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (5) 奥相模湖（道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (6) 宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (7) 前各号の湖沼に接続し、流入する河川及び水路

4 「新設」とは、昭和46年11月1日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあっては、当該特定施設が定められた日をいう。以下この備考において同じ。）以後に設置する特定事業場（昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

5 生物化学的酸素要求量の項、化学的酸素要求量の項及び浮遊物質量の項の（ ）内の数値並びに大腸菌群数の項の数値は、日間平均を示す。

6 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。

7 乙水域又は海域に排水を排出するし尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。以下同じ。）のみを設置する特定事業場に他の特定施設が設置された場合における当該特定施設が設置された日又は当該特定事業場に水質汚濁防止法施行令第1条の改正により一の施設が特定施設となつた際現に当該施設が設置されている場合における当該施設が特定施設となつた日以後の当該特定事業場から排出される排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係る排水基準は、(2)の特例基準を

適用する。

8 亜鉛含有量の項乙水域の欄（新設以外の場合の欄に限る。）及び海域の欄（新設以外の場合の欄に限る。）に掲げる許容限度の排水基準は、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）附則第2条第1項（同条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける特定事業場から排出される排水水についてのみ適用する。

9 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。

10 この表の数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(2) し尿処理施設又は下水道終末処理施設のみを設置する特定事業場から排出される排水の生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係る特例基準

ア し尿浄化槽のみを設置する場合

(単位 mg/l)

項目	許容限度	
	新設の場合	新設以外の場合
生物学的酸素要求量	25 (20)	40 (30)
化学的酸素要求量	25 (20)	40 (30)
浮遊物質量	70 (50)	80 (60)

イ し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する場合

(単位 mg/l)

項目	許容限度
生物学的酸素要求量	25 (20)
化学的酸素要求量	25 (20)
浮遊物質量	70 (50)

備考 1 「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

2 ( ) 内の数値は、日間平均を示す。

3 生物学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水水について適用する。

4 この表の数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(3) 指定地域特定施設のみを設置する特定事業場から水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定水域に排出される排水の生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係る特例基準

(単位mg/l)

項目	許容限度	
	新設の場合	新設以外の場合
		合併処理の場



		合	の場合
生物化学的酸素要求量	40 (30)	80 (60)	120 (90)
化学的酸素要求量	40 (30)	80 (60)	120 (90)
浮遊物質	80 (60)	160 (120)	180 (140)

- 備考 1 「新設」とは、平成4年4月1日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 2 「合併処理」とは、し尿と併せて雑排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。）を処理する指定地域特定施設のみを設置する特定事業場をいう。
- 3 （ ）内の数値は、日間平均を示す。
- 4 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は海域以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は海域に排出される排出水について適用する。
- 5 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排出水については、適用しない。
- 6 この表の数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- (4) 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排出水に係る基準

項目	許容限度							
	甲水域				乙水域		海域	
	水質保全湖沼等		水質保全湖沼等以外の水域					
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	5 (3)	20 (15)	15 (10)	25 (20)				
化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	5 (3)	20 (15)	15 (10)	25 (20)				
浮遊物質 (単位 mg/l)	15 (5)	50 (35)	35 (20)	70 (40)				

- 備考 1 「甲水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
- (1) 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
  - (2) 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
  - (3) 早川
  - (4) 酒匂川（飯泉取水堰（ぜき）から上流の区域）
  - (5) 金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）
  - (6) 相模川（寒川取水堰（ぜき）から上流の区域）
- 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

- 3 「水質保全湖沼等」とは、次に掲げる湖沼並びに河川（その支派川を含む。）及び水路の水域をいう。
- (1) 芦ノ湖
  - (2) 丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
  - (3) 相模湖（相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
  - (4) 津久井湖（城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
  - (5) 奥相模湖（道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
  - (6) 宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
  - (7) 前各号の湖沼に接続し、流入する河川及び水路
- 4 「新設」とは、昭和46年11月1日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。以下この備考において同じ。）以後に設置する特定事業場（昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 5 生物化学的酸素要求量の項、化学的酸素要求量の項及び浮遊物質量の項の（ ）内の数値は、日間平均を示す。
- 6 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係る排水基準は、染色整理業に属する特定事業場から排出される排出水についてのみ適用する。
- 7 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼に排出される排出水について適用する。
- 8 この表の数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 畜舎等のみを設置する特定事業場から排出される排出水に係る基準

項目	特定事業場の種類	許容限度	
生物化学的酸素要求量 (単位mg/l)	畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもののうち、総面積が、300平方メートル以上の豚房施設又は200平方メートル以上の牛房施設のみを設置する特定事業場	160 (120)	
化学的酸素要求量 (単位mg/l)	畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもののうち、総面積が、300平方メートル以上の豚房施設又は200平方メートル以上の牛房施設のみを設置する特定事業場	160 (120)	
浮遊物質 (単位mg/l)	畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもののうち、総面積が、300平方メートル以上の豚房施設又は200平方メートル以上の牛房施設のみを設置する特定事業場	200 (150)	
大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもののうち、総面積が、300平方メートル以上の豚房施設又は200平方メートル以上の牛房施設のみを設置する特定事業場	水質保全湖沼等における新設の場合	1,000
		その他の場合	3,000
	畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であるもの	水質保全湖沼等における新設の場合	1,000

		合	
--	--	---	--

- 備考 1 「畜舎等」とは、次に掲げる施設をいう。
- (1) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- ア 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- ウ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- (2) (1)に掲げる施設を設置する2以上の特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）の処理施設（し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。以下「処理施設」という。）
- 2 「水質保全湖沼等」とは、次に掲げる湖沼並びに河川（その支派川を含む。）及び水路の水域をいう。
- (1) 芦ノ湖
- (2) 丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (3) 相模湖（相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (4) 津久井湖（城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (5) 奥相模湖（道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (6) 宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- (7) 前各号の湖沼に接続し、流入する河川及び水路
- 3 「新設」とは、昭和48年10月20日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 4 生物化学的酸素要求量の項、化学的酸素要求量の項及び浮遊物質量の項の（ ）内の数値並びに大腸菌群数の項の数値は、日間平均を示す。
- 5 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排出水について適用する。
- 6 この表の数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 3 旅館業の用に供する施設等のみを設置する特定事業場から排出される排出水に係る基準
- (1) 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係る基準  
（単位 mg/l）

項目	特定事業場の種類	許容限度							
		甲水域				乙水域		海域	
		水質保全湖沼等		水質保全湖沼等以外の水域					
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	旅館業の用に供する施設等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100立方メートル未満のもの	5 (3)	90 (60)	20 (15)	130 (100)	25 (20)	130 (100)		
	旅館業の用に供する施設等を設置する特定事業	5 (3)	40 (30)	20 (15)	90 (60)	25 (20)	90 (60)		

	場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100立方メートル以上のもの								
化学的酸素要求量	旅館業の用に供する施設等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100立方メートル未満のもの	5 (3)	90 (60)	20 (15)	130 (100)	25 (20)	130 (100)	25 (20)	130 (100)
	旅館業の用に供する施設等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100立方メートル以上のもの	5 (3)	40 (30)	20 (15)	90 (60)	25 (20)	90 (60)	25 (20)	90 (60)
浮遊物質	旅館業の用に供する施設等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100立方メートル未満のもの	10 (7)	160 (120)	40 (30)		50 (40)		50 (40)	
	旅館業の用に供する施設等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100立方メートル以上のもの	10 (7)	80 (60)	40 (30)	160 (120)	50 (40)	160 (120)	50 (40)	160 (120)

(2) 大腸菌群数に係る基準

甲水域の水質保全湖沼等における新設の場合の許容限度 日間平均1,000個/cm<sup>3</sup>

備考 1 「旅館業の用に供する施設等」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ア ちゆう房施設

イ 洗濯施設

ウ 入浴施設

(2) (1)の施設を設置する特定事業場に当該特定事業場の設置者が設置する施設であつて、次に掲げるもの

ア 飲食店（イ及びウに掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が420平方メートル未満の事業場に

係るものを除く。)

イ そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(ウに掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

ウ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

(3) (1)又は(2)の施設を設置する特定事業場(以下「旅館」という。)に当該旅館の設置者が設置するし尿処理施設

(4) 旅館から排出される水と、当該旅館の敷地内に当該旅館の設置者以外の者が(2)のアからウまでに掲げる施設を設置する他の特定事業場から排出される水を併せて処理するための施設(当該旅館の設置者が当該旅館の敷地内に設置するものに限る。)であつて、次に掲げるもの

ア し尿処理施設

イ 処理施設

(5) 2以上の旅館から排出される水を処理するための施設であつて、次に掲げるもの

ア し尿処理施設

イ 処理施設

2 「甲水域」とは、次に掲げる河川(その支派川を含む。)及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

(1) 千歳川(アゲジ沢との合流点から上流の区域)

(2) 新崎川(東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域)

(3) 早川

(4) 酒匂川(飯泉取水堰(ぜき)から上流の区域)

(5) 金目川(土屋橋の上流端から上流の区域)

(6) 相模川(寒川取水堰(ぜき)から上流の区域)

3 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

4 「水質保全湖沼等」とは、次に掲げる湖沼並びに河川(その支派川を含む。)及び水路の水域をいう。

(1) 芦ノ湖

(2) 丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)

(3) 相模湖(相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。)

(4) 津久井湖(城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。)

(5) 奥相模湖(道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。)

(5) 奥相模湖(道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。)

(6) 宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)

(7) 前各号の湖沼に接続し、流入する河川及び水路

5 「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)をいう。

6 ( )内の数値は、日間平均を示す。

7 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。

8 この排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。

9 昭和49年12月1日前に設置された旅館(同日前から建設工事中のものを含む。以下「既設の旅館」という。)であつてし尿処理施設を設置するもの及び既設の旅館から排出される水のみを処理するためのし尿処理施設のみを設置する特定事業場から排出される排水については、甲水域の水質保全湖沼等における旅館業の用に供する施設等を設置する特定

事業場であつて1日当たりの平均的な排出水の量が100立方メートル以上のものについての  
 新設以外の場合に該当するものとみなして当該場合の排水基準を適用する。

10 この排水基準の数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値  
 によるものとする。

4 特定事業場から排出される排出水の窒素含有量及び磷（りん）含有量に係る基準  
 （単位 mg/l）

項目	業種その他の区分	許容限度	
		新設の場合	新設以外の場合
窒素含有量	1 しょう油・食用アミノ酸製造業	60 (30)	80 (40)
	2 食料品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20 (10)	30 (15)
	3 アンモニア製造業	60 (30)	80 (40)
	4 その他の無機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を原料又は触媒として使用するものに限る。）	80 (40)	100 (50)
	5 脂肪族系中間物製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	80 (40)	100 (50)
	6 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	100 (50)	
	7 合成ゴム製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものに限る。）	80 (40)	100 (50)
	8 その他の有機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	30 (15)	40 (20)
	9 医薬品原薬製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	40 (20)	50 (40)
	10 化学工業（3の項から前項までに掲げるものを除く。）	16 (8)	20 (10)
	11 鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに限る。）	80 (40)	100
	12 鉄鋼業（前項に掲げるものを除く。）	16 (8)	20 (10)
	13 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	100 (50)	
	14 核燃料製造業	100 (50)	
	15 電気めっき業、熔融めっき業及びアルマイト加工業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	100 (50)	
	16 民生用電気機械器具製造業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	40 (20)	60 (30)
	17 自動車・同附属品製造業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	40 (20)	50 (25)
	18 製造業（1の項から前項までに掲げるものを除く。）	20 (10)	40 (20)

	19 下水道業	20	30
	20 し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。）	20 (10)	50 (30)
	21 産業廃棄物処分業（窒素又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。）	40 (20)	80 (60)
	22 1の項から前項までに分類されないもの	30 (20)	50 (30)
リン（りん）含有量	1 味噌製造業	3 (1.5)	
	2 しょう油・食用アミノ酸製造業	3 (1.5)	6 (3)
	3 植物油脂製造業（燐（りん）又はその化合物を脱ガム剤として使用するものに限る。）	3 (1.5)	
	4 そう（惣）菜製造業	3 (1.5)	8 (4)
	5 食料品製造業（1の項から前項までに掲げるものを除く。）	2 (1)	6 (3)
	6 脂肪族系中間物製造業（燐（りん）又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものに限る。）	8 (4)	13
	7 医薬品原薬製造業（燐（りん）又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	2 (1)	8 (4)
	8 鉄鋼業	1 (0.5)	2 (1)
	9 電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業（燐（りん）又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	2 (1)	
	10 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	1.5 (1)	4 (2)
	11 民生用電気機械器具製造業（燐（りん）又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	2 (1)	12 (6)
	12 自動車・同附属品製造業（燐（りん）又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	2 (1)	
	13 製造業（1の項から前項までに掲げるものを除く。）	2 (1)	4 (2)
	14 下水道業	1	4
	15 し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。）	2 (1)	8 (4)
16 産業廃棄物処分業（燐（りん）又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。）	2 (1)	8 (4)	
17 1の項から前項までに分類されないもの	4 (2)	8 (4)	

備考 1 「新設」とは、平成11年4月1日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。以下この

備考において同じ。)以後に設置する特定事業場(平成11年4月1日前から建設工事中のものを除く。以下「新設事業場」という。)をいう。

- 2 ( )内の数値は、日間平均を示す。
- 3 この表に掲げる排水基準は、東京湾(館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。)及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水についてのみ適用する。
- 4 新設事業場以外の特定事業場で平成11年4月1日前において2以上の業種その他の区分に属するものから排出される排水水については、この表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 5 新設事業場以外の特定事業場で平成11年4月1日以後に同日前において属していた業種その他の区分以外の業種その他の区分に属することとなったものから排出される排水水については、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、同日において適用される許容限度のものを適用する。
- 6 新設事業場で2以上の業種その他の区分に属する特定事業場から排出される排水水については、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに属することとなった業種その他の区分(以下「追加業種等」という。)に係るものを除く。)のうち、最小の許容限度のもの(追加業種等を除いた当該特定事業場が属する業種その他の区分が一であるときは、当該業種その他の区分に係る排水基準)を適用する。
- 7 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る污水等処理する特定事業場に係る排水水については、当該特定事業場が当該工場又は事業場の属する区分に属するものとみなして適用する。この場合において、当該工場又は事業場が属する区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4から6までの規定を準用する。
- 8 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水水については、適用しない。
- 9 この表の数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

全部改正〔昭和48年条例59号〕、一部改正〔昭和50年条例33号・55年13号・平成元年8号・4年18号・9年38号・10年46号・12年73号・14年24号・23年15号・28年84号〕